

町政功労者逝去

●長谷川 政吉さん

平成30年2月20日逝去(90歳)
昭和60年 町政功労者賞受賞
＜経歴＞

昭和60年から平成3年まで助役として町政発展のために寄与されました。ご冥福をお祈りいたします。

特 定 健 診

忘れず受けよう！ 特定健診
期限は3月31日まで

「健康だから大丈夫」と思っている、年齢とともに身体は変化していきます。年に一度は健診を受け、目に見えない身体の変化を確認することが大切です。町では特定健康診査の対象の方に特定健康診査受診券（緑色）を発行し、送付しています。

▼対象者 平成29年度中に、40歳～74歳になる当別町国民健康保険に加入している方

▼受診券の有効期限 3月31日

▼健診の受け方

町内の6医療機関ほか、江別市立病院、北海道医療大学病院で受診でき、北海道対がん協会札幌がん検診センターではがん検診も合わせて受けられます。詳しくは、健康ひろば・実施医療機関（本誌p.22）や町ホームページをご確認ください。

※3月は混み合うことが予想されますので、早めに予約し受診しましょう。

※受診券がお手元にない方は、再発行できます。下記係までご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内・☎23-4044)

税 金

自動車税・軽自動車税の
住所変更等は3月中に

【自動車税】

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しで住所が変わった時、自動車を買った時や使用しなくなった時は手続きが必要です。

納税通知書を確実にお届けするために、**3月中に**手続きをしてください。自動車税の住所変更は札幌道税事務所に連絡するか、道税ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>) から手続きが可能です。

▼手続き・問合せ 札幌道税事務所 (☎011-746-1197)

【軽自動車税】

定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、**3月中**に行ってください。所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税は月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることになりますので、ご注意願います。

▼手続き等を行う機関

- ・125cc以下の原動機付自転車
- ・小型特殊自動車（トラクター、ホイルローダー等）
- ・ミニカー（三輪以上20cc超）

▼申告先 役場税務課税務係
(☎23-2332)

- ・125cc超250cc以下のバイク
- ・軽四輪自動車

▼申告先 札幌地区軽自動車協会
(☎011-768-3955)

- ・250cc超のバイク
- ▼申告先 北海道運輸局札幌運輸支局 (☎050-5540-2001)

▼詳細 税務課税務係 (☎23-2332)

申 請

児童手当を受けるには
申請が必要です

児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方（保護者のうち所得の高い方）に支給されます。児童手当を受けるには養育している方の申請が必要です。出生や転入等が生じた場合は15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

▼申請時に必要なもの

- ・印鑑（スタンプ印を除く）
- ・家族全員の健康保険証の写し
- ・平成29年1月2日以降に当別町に転入された方は、平成29年1月1日の住所地から「平成29年度（平成28年分）児童手当用所得証明書」の交付を受けてください。

※その他必要に応じて提出するものもあります。

▼支給額（月額）

年齢区分	児童手当	※特例給付
3歳未満	15,000円	
3歳以上～小学校修了前	第1・2子	一律 5,000円
	第3子以降	
中学生	10,000円	※所得制限 限度額以上

▼こんなときは手続きが必要です

- ・転入や転出するとき
- ・出生などにより養育する児童が増えた、児童と別居したとき
- ・金融機関の統廃合などにより支店や口座番号が変わったとき
- ・公務員になった、退職したとき

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

3/15
まで

確定申告の受付をしています

平成 29 年分所得税の確定申告を行政区ごとに行っています。3 月の申告会場等は右のとおりですので、確認のうえお越してください。住民税申告も受け付けています。

■必要な書類

- ・源泉徴収票（コピーは不可） ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証などの身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

■住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

※確定申告に関する詳細は、**広報とうべつ 2 月号 p.6**に掲載しています。

問
合せ

- ◆日程・必要書類等は
役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）
- ◆所得税の内容等は
札幌北税務署（☎ 011 - 707 - 5111）

月 日	行政区		会 場
	9時～11時30分	13時～16時	
3/ 1	木 太美中央	太美東・太美西	西当別 コミセン
2	金 太美寿	太美北	
5	月 緑町・東町		役場 大会議室
6	火 元町・下川町		
7	水 西町		
8	木 錦町・美里		
9	金 北栄町		
12	月 幸町・旭町		
13	火 栄町・万代町		
14	水 春日町		
15	木 みどり野・樺戸町		

予 防 接 種

お済みですか？ 高齢者肺炎球菌予防接種

今年度、定期接種の対象となった方への費用助成は、**3月31日**までです。4月以降は対象者が変わりますので、ご注意ください。

▼対象者

①今年度、次の年齢になる方。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳。

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳 1 級程度）のある方。

▼接種回数 1 回

▼料金 2,500 円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関 健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.22）に掲載しています。事前に予約が必要です。

▼問合せ 保健福祉課保健医療係
（ゆとろ内・☎ 23 - 2346）

個 人 番 号

マイナンバーカード・通知カードは住所変更が必要です

マイナンバー（個人番号）は引越しても変わりませんが、引越越しの際は、「マイナンバーカード」や「通知カード」に新住所を追記する必要があります。転入届を提出する際に、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」や「通知カード」の住所変更手続きを行ってください。手続きの際には、運転免許証等の本人を確認する書類が必要です。

転入届を提出しても、マイナンバーカードの住所変更手続きを行うことなく 90 日を経過すると、そのマイナンバーカードは失効となりますのでご注意ください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係
（☎ 23 - 2463）

水 道

水道の届け出を忘れずに

水道の使用を停止・開始する場合は届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口の他、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料をお支払いいただくこととなりますので、引越越しの際などは忘れずにご連絡ください。また、引越越しで退去される際は凍結などの事故を防ぐため、水道の使用が終わりましたら水抜きをお願いします。

▼問合せ 上下水道課業務係
（☎ 22 - 2411）

注 意

屋根からの落雪などにご注意ください！

歩行者は落氷雪が予想される付近の通行を避けましょう。建物の所有者は、次のことに気をつけましょう。

- ◎屋根には丈夫な雪止めを。錆びているところなどは修繕しましょう。
 - ◎雪や氷・つらはこまめに取り除き、歩行者への安全対策を十分に行いましょう。
 - ◎落氷雪を取り除く作業はできる限り2人以上で行い、安全には十分注意しましょう。
 - ◎落氷雪が発生した時には、直ちに事故の確認と落雪の後始末をしましょう。
- ▼問合せ 建設課建設係 (☎ 23 - 3142) ・同課管理住宅係 (☎ 23 - 3197)



届 出

ご存知ですか？ 伐採・造林の届出制度

森林の伐採や伐採後の造林を行う時には、森林所有者や伐採事業者は、町または北海道に対し、伐採に関する届出等を提出しなければなりません。法令等の定めによる届出書等は、事前に提出する場合や事後に提出する場合があります、無届の場合は罰金に処せられることがあります。

伐採の許可手続きをしなければならぬ場合もあるため、伐採する2～3カ月前には、必ず問合せしてください。

▼問合せ エネルギー推進室林政係 (☎ 27 - 5089)

募 集

当別町地域福祉計画策定委員を募集しています

当別町では、「当別町地域福祉計画」の策定に参加していただける委員を募集しています。

▼応募要件 20歳以上の町内に在住、通勤・在学の方、または当別町に関係して地域福祉に興味がある方。

▼募集人数 1名
▼任期 平成30年4月1日～平成32年3月31日

▼応募方法等 様式に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・応募の動機を記入の上、3月20日(火)までに提出してください。

※様式はゆとり福祉係(3番窓口)に備え付けています。町のホームページからダウンロードもで

きます(任意様式も可)。

▼提出先・問合せ 保健福祉課福祉係(ゆとり内・☎ 23 - 3019)

募 集

後期高齢者医療制度 運営協議会委員を募集

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として制度の運営に関する重要事項を審議していただく、運営協議会委員を募集しています。

▼応募資格 道内在住の満20歳以上の方(ただし、議員や公務員等を除く)

▼募集人数 5名

▼任期 平成30年7月から2年間(開催は年3回を予定)

▼報酬 1日につき5,000円の報酬と別途旅費を支給します。

▼応募方法 北海道後期高齢者医療広域連合または役場国保・後期高齢者医療係の窓口にある応募要領を参照してください。

▼応募締切 4月27日(金)

▼その他 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します。

▼問合せ 国保・後期高齢者医療係(☎ 23 - 2467)、北海道後期高齢者医療広域連合(☎ 011 - 290 - 5601)

広 告

住宅用火災警報器は、火災をいち早く発見し、逃げ遅れによる死者を出さない、火災による被害を最小限度におさえるための切り札です。

住宅用火災警報器を設置しましょう！！

毎月15日は「防火の日」
火の元を点検しましょう！



(お問い合わせ先)

当別消防署予防課予防係 ☎ 23 - 2537